ひとり親家庭への支援

母子父子寡婦福祉資金

問 宇城地域振興局 総務福祉課　☎0964-32-2416

母子父子寡婦福祉資金は母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と、その児童の福祉の向上を図るために各種の資金を低利又は無利子で貸し付けています。貸付を受けるためには事前相談が必要となりますので、お問い合わせください。(ただし、申請者全てに貸付けられる資金ではありません。)

対象者	主な資金の種類
母子家庭の母(父子家庭の父)と児童(20歳未満)、寡婦	事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、就学支度資金、結婚資金
父母のいない児童(20歳未満)	

児童扶養手当

問 子育て支援課 子育て給付係(市役所1階)　☎0964-27-3337

父母の離婚などにより、父親または母親と生計を同じくしていない18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育されているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童扶養手当が支給されます。

なお、児童が一定以上の障害を有する場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

手当額 ※所得制限あり　(令和8年4月現在)

区分	全部支給	一部支給
児童1人のとき	月額48,050円	月額48,040円～11,340円
児童2人のとき(第2子加算額)	月額11,350円	月額11,340円～5,680円
児童3人以上のとき(第3子以降加算額)	第2子加算額と同じ	第2子加算額と同じ

※手当額は全国消費者物価指数の動向にあわせて改定されます。

▶手当の支払い

手当の支払いは1・3・5・7・9・11月に、その前月までの手当が受給者の金融機関口座に入金されます。

▶認定請求について

手当を受けるためには、子育て支援課の窓口で次の書類を添えて請求の手続きをしてください。認定を受けることにより支給されます。※支給要件があります。

◉請求者と対象児童の戸籍謄本(外国人の方は登録済証明書)などの書類が必要となりますので事前にお問い合わせください。

▶手当を受けている方の届け出の義務

届出	届出事項
現況届	毎年8月1日から8月31日までの間に届出をし、支給要件の審査を受けます。この届出をしないと、11月分以降の手当を受けられません。
受給資格喪失届	次のような場合には、手当を受けることができませんので、すぐに資格喪失届を出してください。 ◉婚姻の届出をしたとき。 ◉婚姻の届出はなくても事実上の婚姻関係となったとき。 ◉市外へ住所を異動するとき。 ◉児童の死亡や、転出などにより監護(養育)しなくなったとき。 ◉児童が施設入所したり、里親に委託されたとき。 ※他にも喪失理由があります。また、届出が遅れた場合は、手当の支給停止や返還となる場合があります。

ひとり親家庭等医療費助成制度

問子育て支援課 子育て給付係(市役所1階)
☎0964-27-3337

ひとり親家庭の生活安定と福祉の向上を図ることを目的として、ひとり親家庭(父子、母子家庭)等に医療費の一部助成を行っています。

概要

ひとり親家庭等医療費助成制度は母子家庭の母、または父子家庭の父およびその者に扶養されている児童または父母のいない児童が対象です。
※支給要件があります。
◉母または父の場合…扶養されている児童が20歳になる誕生月の末日まで
◉児童の場合……18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

助成内容

入院・通院(薬局・歯科を含む)の保険診療分の一部負担額(本人負担額)の2/3

高等職業訓練促進給付金

問子育て支援課 子育て給付係(市役所1階)
☎0964-27-3337

母子家庭の母、父子家庭の父を対象に就職に有利で、生活の安定につながる看護師や介護福祉士、保育士等の資格を取得するため養成機関で6カ月以上修業する場合、その一定期間について支給を行います。所得が一定以上ある方は支給されません。申請するには必ず事前相談が必要です。

自立支援教育訓練給付金

問子育て支援課 子育て給付係(市役所1階)
☎0964-27-3337

母子家庭の母、父子家庭の父を対象に雇用保険制度の教育訓練給付金対象講座等を受講して、就職するために必要な技能や資格を取得する場合、受講費用等の一部を支給する制度です。申請するには必ず事前相談が必要です。

ひとり親家庭等日常生活支援

問子育て支援課 子育て給付係(市役所1階)
☎0964-27-3337

母子家庭の母や寡婦の方および父子家庭の父を対象に家事や育児の一時的な負担軽減を図るため、保育サービスや家事サービスなどを提供する「家庭生活支援員」を派遣します。サービスを受けるには、登録が必要ですので事前にお問い合わせください。